

○国立大学法人秋田大学会計実施細則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 88 号)

改正

平成 25 年 3 月 29 日規則第 88 号

平成 26 年 10 月 31 日一部改正 平成 27 年 3 月 30 日一部改正
平成 28 年 3 月 9 日一部改正 平成 28 年 3 月 31 日一部改正 平成 28 年 7 月 22 日一部改正
平成 29 年 3 月 24 日一部改正 平成 29 年 12 月 26 日一部改正 平成 30 年 11 月 21 日一部改正
平成 30 年 11 月 22 日一部改正 平成 31 年 1 月 7 日一部改正 平成 31 年 4 月 23 日一部改正
令和元年 11 月 26 日一部改正 令和元年 12 月 11 日一部改正 令和 2 年 3 月 26 日一部改正
令和 2 年 7 月 16 日一部改正 令和 3 年 3 月 26 日一部改正 令和 3 年 3 月 31 日一部改正
令和 4 年 3 月 28 日一部改正 令和 4 年 3 月 31 日一部改正 令和 5 年 3 月 13 日一部改正
令和 5 年 3 月 16 日一部改正 令和 5 年 10 月 27 日一部改正

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 経理組織(第 3 条―第 5 条)
- 第 3 章 勘定科目及び帳簿組織(第 6 条―第 11 条)
- 第 4 章 予算(第 12 条―第 23 条)
- 第 5 章 金銭等の出納及び債権管理(第 24 条―第 41 条)
- 第 6 章 資金管理(第 42 条)
- 第 7 章 資産管理(第 43 条―第 45 条)
- 第 8 章 契約(第 46 条―第 96 条)
- 第 9 章 決算(第 97 条―第 100 条)
- 第 10 章 内部監査(第 101 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この細則は、国立大学法人秋田大学会計規程(平成 16 年規則第 87 号。以下「会計規程」という。)を実施するために必要な事項を定め、国立大学法人秋田大学(以下「秋田大学」という。)の財務及び会計に関する事務の適正な処理を図ることを目的とする。

(年度所属区分)

第 2 条 会計規程第 3 条第 2 項に定める資産、負債及び資本の増減又は異動並びに収益及び費用の原因となる事実の発生又は確認に関する時期は、次の基準により判定し所属年度を区分するものとする。

- (1) 資産については、受入れ、若しくは払出し又は受渡しをした日。ただし、受入れ、若しくは払出し又は受渡しをしないものについては、増減又は異動の事実を確認した日
- (2) 負債及び資本のうち、収入又は支出に伴うものについては収入又は支出のあった日、その他については、増減又は異動の原因となる事実を確認した日
- (3) 収入
 - ア 収入のうち納期の定めのあるものは、その納期の末日
 - イ 随時の収入で納入の通知を発するもの又は請求をするものは、納入の通知を発した日又は納入の請求をした日
 - ウ 随時の収入で納入の通知を発しないもの又は請求をしないものは、金銭の収納のあった日
- (4) 支出
 - ア 給与、旅費、手数料の額は、支払をなすべき事実の生じた日
 - イ 使用料、保管料、電話料、電力料等の額は、支払の請求のあった日
 - ウ 工事費、製造費、物件の購入代価及び運賃の額は、相手方の行為の完了した日
 - エ アからウまでに該当しない費用のうち支出を伴うものは、金銭の支払いをした日
- (5) 収入を伴わない収益及び支出を伴わない損失については、収益又は損失の原因となる事実を確認した日

第2章 経理組織

(経理単位等)

第3条 会計規程第5条第1項及び第6条第1項に定める経理単位及び経理責任者は、別表第1「経理単位等」のとおりとする。

2 経理責任者が次の各号の一に該当する場合は、別表第1に定めるものが事務を代理するものとする。

- (1) 欠員となったとき。
- (2) 休職を命ぜられ、又は停職の処分を受けたとき。
- (3) 出張、休暇等の事由により、その職務を行うことができないため支障があると認められたとき。

(権限の委任)

第4条 経理責任者は、会計処理の重要度に応じて執行に関する権限を別表第2「会計関係職務の権限委任表」に定める者に委任する。

(事務引継)

第5条 経理責任者が交代したときは、経理事務の引継ぎを行い、別紙様式1に定める引継書を作成して、学長に提出しなければならない。

第3章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目)

第6条 会計規程第7条に定める勘定科目は、別表第3「勘定科目表」のとおりとする。

2 勘定科目を追加及び変更する場合は、本部の経理責任者の承認を得るものとする。

(帳簿の種類)

第7条 会計規程第8条第2項に定める帳簿の種類は、次のとおりとする。

(1) 総勘定元帳

(2) 合計残高試算表

(3) 補助帳簿

ア 現金出納帳

イ 預金出納帳

ウ 小口現金出納帳

エ 固定資産台帳

オ その他予算及び債権・債務に関する補助簿

2 前項の第1号及び第2号に掲げる帳簿の記入責任は、本部の経理責任者が負うものとする。

(伝票の種類)

第8条 会計規程第8条第2項に定める伝票は、次のとおりとする。

(1) 入金伝票

(2) 出金伝票

(3) 振替伝票

(伝票の作成)

第9条 前条の伝票を作成する場合は、決裁済みの関係書類に基づき、作成年月日、勘定科目、取引先、金額、取引内容その他必要な事項をそれぞれ明記し、当該取引に関する証拠書類を添付するものとする。

2 前項に規定する証拠書類は、契約関係書類、納品書、請求書及びこれらに類する書類とする。

(帳簿等の様式)

第10条 会計規程第8条第2項に定める帳簿及び伝票の様式は、別に定める。

(帳簿等の保存期間)

第11条 会計規程第8条第2項に定める帳簿、伝票及び経理関係書類の保存期間は、次のとおりとする。

(1) 法人法に定める財務諸表等

財務諸表 永久

その他の決算書類 10年

(2) 総勘定元帳 10年

(3) 補助帳簿、伝票及び契約関係書類 7年

(4) その他の経理関係書類 5年

2 保存期間は、その処理の終わった翌事業年度から起算するものとする。

第4章 予算

(予算の単位)

第12条 会計規程第10条に規定する法人の予算単位は、別表第4のとおりとする。

(予算科目)

第13条 予算は、別表第5に定める予算科目を付して管理するものとする。

2 予算科目を追加及び変更する場合は、本部の経理責任者の承認を得るものとする。

(予算配分)

第14条 学長は、予算を決定したときは速やかに予算配分通知書により予算責任者及び経理責任者に通知するものとする。

(予算執行計画)

第15条 予算責任者は前条の予算配分の通知を受けたときは、会計規程第12条第1項に規定する予算編成方針と予算単位の事業計画に基づき、当該年度における予算に関する執行計画を作成するものとする。

(予算の変更)

第16条 学長は、秋田大学の経営状況を勘案し、必要があるときは、経営協議会及び役員会の審議を経て、既に配分した予算の金額を変更することができるものとする。

(予算の追加)

第17条 予算責任者は、経費の性質に応じ追加の予算措置が必要と認めるときは、予算追加配分申請書を学長に提出しなければならない。

2 学長は、前項の追加配分を決定したときは、その旨を予算配分通知書により予算責任者及び経理責任者に通知するものとする。

(予備費)

第18条 学長は、予測しがたい支出予算の不足に充てるため、予備費を計上することができる。

(予算単位内の予算の流用)

第19条 予算責任者は、予算単位内において必要に応じて、予算科目間の予算の流用をすることができるものとする。ただし、奨学寄附金、産学連携等研究費、受託等事業費、補助金、施設費貸付金、施設費補助金、設備費補助金、施設費納付金、科学研究費補助金及び厚生労働科学研究費補助金については、流用することができない。

2 前項ただし書きの規定にかかわらず、間接経費については同一予算科目間の場合に限り流用することができるものとする。

(予算単位間の予算の流用)

第 20 条 予算責任者は、予算執行計画を変更して実施する場合等で、予算単位間の予算の流用が必要なときは、流用を行おうとする予算単位の予算責任者と協議して予算の流用を行うものとする。

2 予算責任者は、前項の予算の流用を行ったときは、学長に報告するものとする。
(収入予算の執行)

第 21 条 予算責任者は、第 15 条に規定する予算執行計画に基づき、収入額の確保に努めなければならない。
(支出予算の執行)

第 22 条 支出予算は、第 15 条に規定する予算執行計画に基づき、執行しなければならない。

2 自己収入等(「運営費交付金、施設整備補助金を除く。」以下同じ。)を財源とする業務の執行については、予算単位の自己収入等の収納額(債権であるときは、債権計上額)が当該業務に要する支出予算相当額に達した後でなければ、これを執行することができないものとする。ただし、全学又は当該予算単位の自己収入等の収納状況を勘案して財務を担当する理事(以下「財務担当理事」という。)が緊急に支出が必要と認めるときはこの限りではない。

3 予算責任者は、常に予算の残高を把握しなければならない。
(予算の繰越)

第 23 条 予算責任者は、予算執行計画のうち、翌年度に繰越しをしなければならない計画があると認められるときは、予算繰越申請書を 3 月末までに学長に提出しなければならない。

2 学長は、予算の繰越を決定したときは、速やかにその旨を予算繰越承認通知書により予算責任者及び経理責任者に通知しなければならない。

第 5 章 金銭等の出納及び債権管理

(預貯金口座の開設)

第 24 条 本部の経理責任者は、取引金融機関に預貯金口座を設ける必要が生じたときは、あらかじめ預貯金口座を設けようとする金融機関名、その所在地、口座開設希望日、預貯金口座の種類、口座開設及び取引先選定の理由等を記載した申請書を作成し、財務担当理事の承認を受けなければならない。当該金融機関等を変更する必要があるときも同様とする。

2 金融機関に預貯金口座を設ける場合は、原則として学長名義により行うものとする。
(金銭出納担当者及び補助者)

第 25 条 金銭出納担当者及び補助者について必要な事項は、別に定める。
(印鑑の保管及び押印)

第 26 条 取引金融機関に対して使用する印鑑の保管及び押印については、金銭出納担当者が行わなければならない。

(現金等の保管)

第 27 条 金銭出納担当者は、現金、有価証券及び金融機関の通帳(以下「現金等」という。)を保管する場合には、安全確実な場所に格納し、保管に万全を期さなければならない。

- 2 前項の現金等の保管は、補助者をして行わせるものとする。
- 3 郵便切手、収入印紙、金券その他秋田大学が認めた証紙等については、現金に準じて保管するものとする。

(小口現金の取扱)

第 28 条 会計規程第 18 条の規定による小口現金は、少額で緊急やむを得ず支払を要する経費のみとし、その取扱は別に定める。

(債務の履行請求)

第 29 条 経理責任者は金銭の収納に当たり、別に定める様式により請求書を発行しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、学長が業務上必要と認めた場合は、別の方法により請求することができる。

(収入の確保)

第 30 条 経理責任者は、会計規程第 21 条に規定する督促を行う場合は、文書、掲示、口頭等により行うものとする。

- 2 前項の規定により督促をしてもなお支払われない債権については、時効の中断に努めるとともに、法的な手段等によりその債権の回収に努めるものとする。
- 3 前項に規定する法的な手段のうち、和解、差押又は強制執行を行う場合又は債務者との示談を取り交わす場合には、その内容等を記載した申請書により学長の承認を得るものとする。

(収納)

第 31 条 収納は、原則として金融機関への振込とする。ただし、経理責任者が業務上必要と認めた場合は、学長の承認をもって、現金の収納等他の方法により収納することができる。

- 2 金銭出納担当者は、前項ただし書きにおける現金により収納したときは、その日又はその翌日(当該翌日が日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日又は 1 月 2 日、同月 3 日若しくは 12 月 31 日(以下「休日」という。)に当たるときは、これらの日の翌日を当該翌日とみなす。)のうちに金融機関に預け入れなければならない。ただし、収納した金額が 20 万円に達するまでは、5 日分までの金額を取りまとめて金融機関に預け入れることができる。

(債権の放棄)

第 32 条 経理責任者は、国立大学法人法施行規則(平成 15 年文部科学省令第 57 号)に定める重要な財産以外の債権の全部若しくは一部の放棄又はその効力の変更は、別に定める場合において行うことができる。

(領収書の発行)

第 33 条 金銭の収納に対して、領収証を発行する場合には、別に定める様式により領収書を発行するものとする。

2 領収書には、国立大学法人秋田大学における会計機関の公印基準に定める領収印を押印するものとする。

3 領収書の再発行は、原則として認めない。

(領収書の管理)

第 34 条 領収書は、金銭出納担当者により総括して管理を行うものとする。

2 金銭出納担当者は、領収書について、受払簿により管理するとともに、未使用の領収書については、厳重に保管するものとする。

(支払期日)

第 35 条 支払は、別に定めのあるものを除き、月末締切の翌月末払いの月 1 回とする。

2 前項の支払日が金融機関の休業日に当たるときは、その前営業日とする。

3 電気料、電話料、租税及び保険料等期日に定めのあるもの、契約において定めのある支払及び本部の経理責任者が支払うことが適当と認めたものについては、前 2 項の規定にかかわらず、当該日に支払うことができる。

(小切手の取扱)

第 36 条 小切手の作成及び保管その他必要な事項については、別に定める。

(預り金の取扱)

第 37 条 金銭出納担当者は、秋田大学の収入とならない金銭を受け取った場合は、速やかに預り金に計上しなければならない。ただし、業務運営に関係のない金銭を預かってはならない。

2 預り金には、原則として利子を付さない。

(前金払)

第 38 条 会計規程第 26 条の規定により前金払をすることができる経費は次のとおりとする。

- (1) 工事請負代金及び製造請負代金
- (2) 定期刊行物の代金及び日本放送協会に支払う受信料
- (3) 土地・建物及びその他の物件の借料
- (4) 運賃及び保険料
- (5) 収用又は買収に係る土地の上にある物件の移転料
- (6) 外国から購入する物品の代金
- (7) 委託費及び諸謝金

(8) 官公署又はこれに準ずる機関に対して支払う経費

2 前項に掲げる経費以外の経費について、学長が経費の性質上又は業務運営上必要があると認めた場合には、前金払をすることができる。

(概算払)

第 39 条 会計規程第 26 条の規定により概算払をすることができる経費は次のとおりとする。

(1) 旅費交通費

(2) 交通通信の不便な地方で支払う経費

(3) 外国で支払う経費

2 前項に掲げる経費以外の経費について、学長が経費の性質上又は業務運営上必要があると認めた場合には、概算払をすることができる。

(金銭の照合)

第 40 条 金銭出納担当者は、現金の手許有高について、毎日現金出納帳と照合し、銀行預金等の実在高について、毎月末預金出納帳の残高と照合しなければならない。

(金銭の過不足)

第 41 条 金銭出納担当者は、金銭に過不足を生じたときは、速やかにその事由を調査して経理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

第 6 章 資金管理

(資金の運用)

第 42 条 資金の運用について必要な事項は、別に定める。

第 7 章 資産管理

(固定資産の管理)

第 43 条 会計規程第 31 条に定める固定資産の管理は、次によるものとする。

(1) 各予算単位において所管する固定資産等の取得、異動及び保管等の管理については、別に定める場合を除き、各予算責任者が管理責任者としてその責任を負う。なお、管理責任者は、管理担当者を定め現物管理にあたらせることができる。

(2) 本部の経理責任者は、固定資産台帳を設けて、各固定資産等につき、その増減残高及び現況を記録整理しなければならない。

(3) 固定資産等の取得、異動及び保管等の管理については、別に定める。

(4) 固定資産のうち別に定めるものは、事業年度ごとに減価償却又は減損に関する処理を行わなければならない。

(たな卸資産の範囲)

第 44 条 たな卸資産とは、秋田大学が、その業務目的を達成するために所有している次の各号に掲げるものをいう。

(1) 医薬品

(2) 診療材料

(3) 商品

(4) 消耗品, 消耗工具, 器具及び備品その他の貯蔵品で相当価額以上のもの
(たな卸資産の管理)

第 45 条 たな卸資産の受払及び管理その他必要な事項については, 別に定める。

第 8 章 契約

(契約審査委員会)

第 46 条 学長は, 契約に関する重要事項を審査するため, 契約審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置くものとする。

2 審査委員会は, 次の各号に掲げる委員で組織する。ただし, 特に必要と認める場合には, その都度別の者を指定することができる。

(1) 財務担当理事

(2) 経理・調達課長

(3) 施設企画課長

(4) 医学系研究科・医学部事務部長

3 学長は, 必要があるときは, 審査委員会に意見を求めるものとする。

4 審査委員会は, 前項の意見を求められたときは, 速やかに意見を取りまとめて学長に報告するものとする。

(一般競争に参加させることができない者)

第 47 条 経理責任者は, 売買, 貸借, 請負その他の契約につき会計規程第 34 条第 1 項の一般競争に付するときは, 特別の理由がある場合を除くほか, 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。
(一般競争に参加させないことができる者)

第 48 条 経理責任者は, 一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは, その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人, 支配人その他の使用人として使用する者についても, また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし, 又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し, 若しくは不正な利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(6) この項(この号を除く。)の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり, 代理人, 支配人その他の使用人として使用した者

2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札の代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

(一般競争参加者の資格)

第 49 条 経理責任者は、一般競争に加わろうとする者の資格について、物品の製造・販売等の競争参加に係るものについては、「競争参加者の資格に関する公示」により各省各庁の全調達機関において有効な統一資格(以下「統一資格」という。)を得た者を、建設工事及び設計・コンサルティング業務の競争参加に係るものについては、文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」により一般競争参加者の資格を得た者を、それぞれ秋田大学における一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。

2 経理責任者は、前項で規定する以外の者で一般競争入札に参加しようとする者から一般競争参加者の資格の審査について申請を受けたときは、文部科学省が定める審査に関する取扱いに準じて審査するものとする。

3 前 2 項の一般競争参加者の資格(契約の種類、競争に参加できる予定価格の範囲等による等級の格付け)により、一般競争を実施する場合において、その等級の資格を有する者の競争参加が僅少であるとき等は、当該資格の等級の 1 級上位若しくは 2 級上位又は 1 級下位若しくは 2 級下位の資格の等級に格付けされた業者を当該一般競争に加えることができるものとする。

4 物品の製造・販売等の競争参加に係るもので、第 1 項及び第 2 項に規定する参加資格を有し、別に定める基準を満たした者の上位等級入札を認めることができる。

5 指名競争の競争参加者の資格については、第 1 項から第 3 項を準用するものとする。
(技術力を有する中小企業者等を入札に参加させる場合)

第 50 条 前条第 4 項に定める基準は、次の各号に該当する場合とする。

(1) 当該入札に係る物件又は役務と同等以上の仕様の物件等を製造若しくは販売(一般競争参加者が自ら製造した物件の販売に限る。)又は役務を提供した実績を証明できる者であること。

(2) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成 11 年法律第 18 号)第 2 条第 9 項の規定による特定補助金等(以下「日本版 SBIR」という。廃止前の新事業創出促進法(平成 10 年法律第 152 号。)第 2 条第 7 項に規定する特定補助金を含む。)の交付を受けた中小企業者であり、当該入札に係る物品の製造に関する技術的能力を証明できる者であること。

(技術力を有すると認められる証明書類等)

第 51 条 前条の規定による証明書類等は、次のとおりとする。

(1) 前条第 1 号にあっては、過去に製造した物件等の仕様書(仕様が明記されたカタログ等を含む。当該入札における要求仕様を完全に満足するものに限る。)、その製造した物件等の受注及び納入の実績が確認できる注文書並びに納入物受領等確認書類。

(2) 前条第2号にあっては、次に掲げる書類。

ア 日本版 SBIR の交付を受けていた中小企業者(現に交付を受けている者を除く。)で、同補助金等の交付決定通知書、委託契約書、申請書、成果報告書などの写しで、日本版 SBIR の採択事業者であったこと及びその研究開発内容が当該入札物件の分野に係るものであることが確認できる書類。

イ 当該入札に係る物件と同等以上の仕様の物件を製造する技術力があることを証する書類(納入実績の有無は不問)として、研究開発の成果報告、申請する製品のカタログ等仕様を明記した資料、特許証の写し、公的試験機関に依頼した性能試験等のデータ、自己の性能試験等のデータ等、当該入札物件と同等以上の仕様を示すいずれかの書類又はその組み合わせ。

(指名競争契約)

第52条 経理責任者は、第49条の競争参加者の資格を有する者のうちから、競争に参加させる者を指名しようとするときは、次の各号について考慮し指名することができる。

(1) 契約の種類により、その適正な履行を図るため資材の搬入、物件の納入場所等を考慮する必要があるとき。

(2) 特殊な工事、製造について実績がある者に行わせる必要があるとき。

(3) 特殊な技術、機械等を必要とする工事等を実施するとき。

(4) 不誠実な行為その他信用度の低下の有無を考慮する必要があるとき。

2 会計規程第36条第1項第2号に規定する一般競争に付することが不利と認められるときは、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。

(2) 特殊な構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊な品質の物件等の買入れであって検査が著しく困難であるとき。

(3) 契約上の義務違反があった場合に秋田大学の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき。

3 会計規程第36条第2項に規定する別に定める場合とは、予定価格が1,000万円を超えない契約とする。

4 随意契約によることができる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

(随意契約)

第53条 会計規程第37条第1項第3号に規定する競争に付することが不利と認められるときは、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入れに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。

(2) 随意契約によれば時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。

- (3) 買入れを必要とする物件が多量であって分割して買入れなければ売り惜しみその他の理由によりその価格を騰貴させるおそれがあるとき。
- (4) 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 2 会計規程第 37 条第 2 項に規定する随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 予定価格が 500 万円を超えないとき。
 - (2) 運送又は保管をさせるとき。
 - (3) 生産品を売り払うとき。
 - (4) 外国で契約をするとき。
 - (5) 国、地方公共団体、特殊法人、公益法人、独立行政法人及び国立大学法人その他の公法人と契約をするとき。
 - (6) 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物件を買い入れるとき。
 - (7) 公募により企画書、提案書、設計図書等を提出させて契約するとき。
- 3 一般競争又は指名競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないときは、随意契約によることができる。この場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 落札者が契約を結ばないときは、落札金額の制限内で随意契約によることができる。この場合においては、履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 5 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。
- 6 第 2 項第 1 号の規定に該当する場合で、予定価格が 300 万円を超える契約については、別に定める公開見積り合わせを実施する。

(予定価格の作成及び決定方法)

第 54 条 経理責任者は、競争入札に付する事項に関し、予定価格を作成するときは、当該事項に関する仕様書、設計書等によりその価格を定めなければならない。

- 2 前項の予定価格は、これを記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。
- 3 予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について定めることができる。
- 4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。
(随意契約による予定価格)

第 55 条 経理責任者は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ前条(第 2 項を除く。)に準じて、予定価格を定めなければならない。ただし、次に掲げる随意契約については、予定価格の作成を省略することができる。

- (1) 法令に基づいて取引価格(料金)が定められていることその他特定の取引価格(料金)によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
- (2) 予定価格が 500 万円を超えないと見込まれるとき。

(見積書の徴取)

第 56 条 経理責任者は、随意契約によろうとするときは、見積書を徴取しなければならない。ただし、前条第 1 号に該当する場合又は別に定める場合は、見積書の徴取を省略することができる。

(随意契約による予定価格の作成等を省略した場合の取扱)

第 57 条 経理責任者は、予定価格の作成等を省略した場合においても、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 予定価格その他書面による予定価格の積算を省略することとした場合は、必要に応じ、その積算資料を当該契約に係る決議書に添付するものとする。
- (2) 見積書の徴取を省略することとした場合は、必要に応じ、口頭照会による見積り合せ、又は市場価格調査等を行い、その結果を記載した資料を当該契約に係る決議書に添付するものとする。

(入札の公告等)

第 58 条 経理責任者は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札日の前日から起算して少なくとも 10 日前に新聞又は学内掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は入札者若しくは落札者がいない場合等に再度入札の公告を行う場合は、その期間を 5 日まで短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 競争入札に付する事項
- (2) 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 競争を執行する場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) その他必要な事項

3 経理責任者は、第 52 条の規定により指名した者に対し、前項第 1 号及び第 3 号から第 5 号に掲げる事項を第 1 項に準じて通知するものとする。

(入札保証金)

第 59 条 経理責任者は、競争に加わろうとする者からそのもの見積る契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、特にその必要がないと認められる場合は、それらの全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。
(入札保証金の免除)

第 60 条 経理責任者は、入札保証金の全部又は一部を免除することができるときは、次の各号の一に該当する場合とする。

(1) 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に秋田大学を被保険者とする入札保証保険契約を結んでいるとき。

(2) 第 49 条に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の処理)

第 61 条 入札保証金は、落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係るものは、契約締結後に返還するものとする。

2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申し出によりこれを契約保証金に充てることができる。

3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは秋田大学に帰属させるものとし、経理責任者は、その旨を公告又は通知等をもってあらかじめ周知しておかなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第 62 条 第 59 条第 2 項に規定する入札保証金の納付に代えることができる担保は、次のとおりとする。

(1) 国債

(2) 地方債

(3) 政府保証債

(4) 小切手(経理責任者が指定するものに限る。)

(5) 郵便為替証書

(6) 郵便振替の支払証書

(7) その他確実と認める債権

(入札の執行)

第 63 条 経理責任者は、競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書(以下「入札書」という。)を提出させなければならない。

(1) 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名

(2) 入札金額

(3) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印

(4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- 2 経理責任者は、あらかじめ、競争加入者(その代理人を含む。以下同じ。)に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争加入者が印を押しておかなければならないことを知らせておかなければならない。
- 3 経理責任者は、代理人が入札するときは、あらかじめ、競争加入者本人から代理委任状を提出させなければならない。
- 4 経理責任者は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は、その名称又は商号)を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。

(入札の延期又は廃止等)

第 64 条 経理責任者は、競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認めるときは、当該競争加入者を入札に参加させず又は当該競争入札を延期し、若しくはこれを廃止することができる。

(入札場の自由入退場の禁止)

第 65 条 経理責任者は、競争加入者及び入札執行事務に関係のある職員のほか、入札場に入場させてはならない。

- 2 経理責任者は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、競争加入者で一旦入場した者の退場を許してはならない。

(開札)

第 66 条 経理責任者は、公告及び通知に示した競争執行の場所及び日時に、競争加入者を立ち会わせて開札をしなければならない。この場合において、競争加入者が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(入札の無効等)

第 67 条 経理責任者は、第 58 条に規定する公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を明らかにしなければならない。

- 2 経理責任者は、前項に該当することにより無効とした入札については、開札に際して理由を明示して当該入札が無効である旨を競争加入者全員に知らせなければならない。
- 3 入札の総額をもって落札者を定めるときは、その内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げない。また、入札の単価をもって落札者を定める場合において、その総額に誤りがあつたときも同様とする。

(再度入札)

第 68 条 経理責任者は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

- 2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(落札者の決定方法)

第 69 条 経理責任者は、落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 経理責任者は、前項の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせなければならない。

(最低価格の入札者を落札者としなければならないことのできる契約)

第 70 条 会計規程第 39 条第 1 項ただし書きに規定する秋田大学の支出の原因となる契約は、予定価格が 1,000 万円を超える工事又は製造その他の請負契約とする。

2 前項に規定する契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合の基準は、次の各号の一に該当する場合とし、その場合にあつては最低価格の入札者を直ちに落札者としなければならないものとする。

(1) 工事の請負契約については、競争入札ごとに予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の額にそれぞれ経理責任者が定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る入札価格であった場合

(2) 製造請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接材料費及び直接労賃を下廻る入札価格であった場合

(3) その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費を下廻る入札価格であった場合

(4) 前各号の規定を適用することができないものについては、競争入札ごとに、工事の請負契約の場合においては 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内で、製造その他の請負契約の場合においては 2 分の 1 から 10 分の 8 までの範囲内で経理責任者が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合

3 経理責任者は、前項に該当することとなったときは、直ちに入札価格について調査しなければならない。

4 前項の調査結果については、審査委員会に提出し意見を求めることができる。

5 経理責任者は、第 3 項の調査の結果又は前項の意見を聴いた結果、最低価格の入札者を落札者とするのが不相当であると判断した場合には、予定価格の範囲内において次順位者を落札者とするものとする。

(落札方式の特例)

第 71 条 会計規程第 39 条第 2 項に規定する価格及びその他の条件が秋田大学にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる場合は、総合評価落札方式による契約とする。

(総合評価落札方式)

第 72 条 前条に規定する総合評価落札方式とすることができる契約は、次に掲げる場合とする。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 91 条第 2 項により財務大臣と協議が整ったものとされる契約
- (2) 経理責任者が、最低価格落札方式では十分に対応できない調達案件と認めるとき(契約書の作成)

第 73 条 経理責任者は、競争入札を執行し契約の相手方を決定したときは、契約の相手方として決定した日から原則として 7 日以内に契約書を作成しなければならない。

2 経理責任者は、随意契約により契約の相手方を決定したときは、直ちに契約書を作成しなければならない。

(契約書の記載事項)

第 74 条 会計規程第 40 条に規定するその他履行に関する必要な事項は、次のとおりとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項は、除くものとする。

- (1) 契約の履行場所
- (2) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (3) 監督及び検査
- (4) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における損害金、違約金等
- (5) 危険負担
- (6) かし担保責任
- (7) 契約に関する紛争の解決方法
- (8) その他必要な事項

(契約書の省略)

第 75 条 会計規程第 40 条ただし書きの別に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争契約、指名競争契約又は随意契約で、契約金額が 500 万円を超えない契約をする場合
- (2) 物品の売払いで、買受人が代金を即納してその物品を引き取る場合
- (3) 第 1 号に規定する以外の随意契約で、経理責任者が必要ないと認める場合(請書等の徴取)

第 76 条 経理責任者は、前条により契約書の作成を省略する場合においても、物品の単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等、契約の相手方に継続的、反復的給付を求める契約については、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金)

第 77 条 経理責任者は、契約を締結しようとする者から契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、特にその必要がないと認められる場合は、それらの全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。
(契約保証金の免除)

第 78 条 経理責任者は、契約保証金の全部又は一部を免除することができるときは、次の一に該当する場合とする。

- (1) 契約の相手方が公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と保証契約を結んでいるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に秋田大学を被保険者とする履行保証保険契約を結んでいるとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他経理責任者が認める金融機関と工事履行保証契約を結んでいるとき。
- (4) 第 49 条に規定する資格を有する者により競争を行う場合又は随意契約による場合においてその必要がないと認められるとき。

(契約保証金の納付)

第 79 条 契約保証金は、競争により契約の相手方を決定したときは、契約の相手方が決定した日から原則として 7 日以内に納付させるものとし、契約上の義務を、履行した後に返還するものとする。ただし、随意契約により契約の相手方を決定したときは、直ちに納付させるものとする。

2 契約保証金は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、秋田大学に帰属させるものとし、経理責任者は、その旨を公告又は通知等をもってあらかじめ周知しておかなければならない。なお、当該契約に係る損害金又は違約金等については、別に定めるところによるものとする。

(契約保証金に代わる担保)

第 80 条 第 77 条第 2 項に規定する契約保証金の納付に代えることができる担保は、第 62 条に規定する入札保証金に代わる担保に準ずるものとする。

(監督の方法)

第 81 条 会計規程第 41 条第 1 項に規定する監督は、経理責任者が、自ら又は補助者(「監督職員」という。)を命じて、立会い、指示しその他の適切な方法によって行わなければならない。

2 監督職員は、経理責任者と緊密に連絡をとるとともに、経理責任者の要求に基づき、若しくは随時に監督の実施について報告しなければならない。

(検査の方法)

第 82 条 会計規程第 41 条 2 項に規定する検査は、経理責任者が、自ら又は補助者（「検査職員」という。）を命じて、契約書、仕様書、設計書その他関係書類に基づいて行わなければならない。

（経理責任者以外の職員等に監督又は検査を行わせる場合）

第 83 条 経理責任者は、会計規程第 41 条に規定する監督及び検査を特に専門的な知識又は技能を必要とする等の場合は、経理責任者又は補助者以外の者に行わせることができる。

（検査の一部省略）

第 84 条 検査職員は、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他事故が生じたときは、取替補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる物件に係る契約で、単価が 20 万円に満たないものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

（検査調書の作成）

第 85 条 経理責任者又は経理責任者から検査を命ぜられた補助者及び経理責任者から検査を委託された者は、検査を完了した場合においては 500 万円を超えない契約を除くほか検査調書を作成しなければならない。

（監督の職務と検査の職務の兼職禁止）

第 86 条 経理責任者から命じられて監督を行う者は、次の場合を除き検査を行う者と兼ねることができない。

- (1) 特別な業務のため、監督の職務と検査の職務とを分離することが人的に困難である場合
- (2) 契約の特殊性から双方の職務をそれぞれ独立して行う職員が得られない場合
- (3) その他経理責任者が必要と認めた場合

（契約の履行遅滞）

第 87 条 経理責任者は、契約の相手方の責に帰すべき理由により契約の相手方が履行期限内に契約を履行しなかった場合において、秋田大学の事業運営上著しく支障を来たさないと認められるときは、期間を限り契約を解除せずに契約の履行期限を猶予することができる。この場合において、経理責任者は、契約の相手方から損害金等を徴収しなければならない。

（不完全履行）

第 88 条 経理責任者は、一応の履行がなされたが、その内容が契約の目的に適さない場合は、次の各号に基づき処理するものとする。

- (1) 追完が不可能な場合は、損害賠償を請求し契約を解除する。

(2) 追完が可能な場合は、前条に準じ期間を定めて、完全な給付又は不完全な部分の補修を請求する(この請求に基づき追完した場合で、当該履行期限より遅れたときは、損害金等を徴収しなければならない。)

(3) 追完が可能な場合で契約の相手方が追完の請求に応じないときは、損害賠償を請求し契約を解除する。

(債務不履行の举证責任)

第 89 条 契約の不履行については、契約の相手方が自らの責任でないことを証明しない限り、契約の相手方に責任を負わせるものとする(契約の相手方自身だけでなく履行の補助者についても同様とする。)

(契約変更等の制限)

第 90 条 経理責任者は、契約が競争契約の場合には、原則として、当初入札時の契約条件の変更(軽微な事項を除く。)及び契約内容の追加をすることができない。

(契約金額の変更)

第 91 条 契約金額決定の前提となった諸条件に変動が生じた場合の契約金額の変更は、契約金額を変更できる旨を契約条項に定めておくことにより行うことができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、原則として、契約金額を変更しないものとする。

(1) 納期の変更をする場合(変更に伴う増額が軽微なものに限る。)

(2) 契約金額は増額する性質のものであるが契約の相手方から契約金額の範囲内で履行する旨の申し出があった場合

(値引受領)

第 92 条 経理責任者は、契約の相手方が提供した契約の目的物に些少の不備がある場合であっても使用上支障がないと認めた場合は、契約金額を適正に値引きして目的物を引き取ることができる。

(代価の収納)

第 93 条 経理責任者は、物件を貸し付け、使用させ、譲渡し又は交換する場合に徴収すべき代価がある場合は、その代価を前納させなければならない。ただし、官公署、特殊法人、公益法人及び独立行政法人に貸付等をする場合は、その代価を後納又は分納させることができる。

(代価の支払)

第 94 条 経理責任者は、原則として、契約の相手方から適正な支払請求書を受領した日の属する月の翌月末までに支払うことを約定しなければならない。

(政府調達取扱い)

第 95 条 政府調達に関する協定(平成 7 年 12 月 8 日条約第 23 号)、政府調達に関する協定を改正する議定書(平成 26 年 3 月 19 日条約第 4 号)によって改正された協定及びその他の国際約束を実施するために必要な事項は、別に定める。

(契約の一般的約定事項)

第 96 条 その他契約の一般的約定事項は、別に定める。

第 9 章 決算

(月次決算)

第 97 条 会計規程第 43 条第 1 項に定める書類は、別紙様式 2「月次決算報告書」とする。

(月次決算の留意事項)

第 98 条 本部の経理責任者は、前条に定める月次報告に当たり、次の各号の事項に留意しなければならない。

- (1) 合計残高試算表と月次決算報告書の照合
- (2) 預金残高及び借入金残高について、通帳等の残高と預金出納帳及び残高証明書の残高の照合
- (3) 固定資産について、取得、売却、廃棄及び移動等の処理が適切になされていることの検証
- (4) 債権、債務及び仮勘定の内容についての検証

(年度末決算)

第 99 条 本部の経理責任者は、毎事業年度末における資産、負債及び資本並びに収益及び費用について、次の各号の事項に留意しなければならない。

- (1) 減価償却計算の実施
- (2) 経過勘定科目について、必要に応じた計算と振替伝票の起票
- (3) その他決算整理に関する振替伝票の起票

(帳簿の締切り)

第 100 条 会計帳簿は、決算が確定次第速やかに締切るとともに、当該帳簿を保管する部署において、これを確実に保管しなければならない。

第 10 章 内部監査

(内部監査)

第 101 条 会計規程第 46 条第 1 項に定める内部監査は、国立大学法人秋田大学内部監査規程に基づき実施するものとする。

附 則

この実施細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 2 月 13 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 5 月 20 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 5 月 21 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 88 号)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 26 年 10 月 31 日一部改正)

この細則は、平成 26 年 11 月 1 日から実施する。

附 則(平成 27 年 3 月 30 日一部改正)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 28 年 3 月 9 日一部改正)

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日一部改正)

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 28 年 7 月 22 日一部改正)

この細則は、平成 28 年 7 月 22 日から実施し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日一部改正)

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 29 年 12 月 26 日一部改正)

この細則は、平成 30 年 1 月 1 日から実施する。

附 則(平成 30 年 11 月 21 日一部改正)

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(平成 30 年 11 月 22 日一部改正)

この細則は、平成 31 年 1 月 1 日から実施する。

附 則(平成 31 年 1 月 7 日一部改正)

この細則は、平成 31 年 2 月 1 日から実施する。

附 則(平成 31 年 4 月 23 日一部改正)

この細則は、平成 31 年 5 月 1 日から実施する。

附 則(令和元年 11 月 26 日一部改正)

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和元年 12 月 11 日一部改正)

- 1 この細則は、令和 2 年 1 月 1 日から実施する。
- 2 この細則の実施日の前日までに入札公告が行われた契約については、改正後の第 70 条第 2 項第 1 号及び第 4 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 2 年 3 月 26 日一部改正)

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 2 年 7 月 16 日一部改正)

この細則は、令和 2 年 7 月 16 日から実施する。

附 則(令和 3 年 3 月 26 日一部改正)

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日一部改正)

この細則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する

附 則(令和 4 年 3 月 28 日一部改正)

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 4 年 3 月 31 日一部改正)

この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 5 年 3 月 13 日一部改正)

この細則は、令和 5 年 3 月 13 日から実施する。

附 則(令和 5 年 3 月 16 日一部改正)

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則(令和 5 年 10 月 27 日一部改正)

この細則は、令和 5 年 11 月 1 日から実施する。

別表第 1(第 3 条関係)

経理単位等

経理単位	経理事務を代理する責任者	所掌する事務の範囲
------	--------------	-----------

		る者	
本部	財務 担当 理事	学長	評価・IRセンター，高等教育グローバルセンター，学生支援総合センター，高大接続センター，教職課程・キャリア支援センター，保健管理センター，産学連携推進機構，情報統括センター，放射性同位元素センター，グローバルリソース研究機構，地方創生センター，電動化システム共同研究センター，地域防災減災総合研究センター，地（知）の拠点推進本部，総務企画課等，総合学務課等，附属図書館，国際資源学研究科，教育文化学部，理工学研究科及び先進ヘルスケア工学院の経理に関する事項
医学系 研究 科・医 学部	事務 部長	財務 担当 理事	バイオサイエンス教育・研究サポートセンター，環境安全センター，高齢者医療先端研究センター，自殺予防総合研究センター，感染統括制御・疫学・分子病態研究センター，医学系研究科・医学部及び医学部附属病院の経理に関する事項(ただし，支払に関する事項を除く)

別表第2(第4条関係)

会計関係職務の権限委任表

1. 本部

部局	権限者	職務内容
副理事(財務・施設・環境担当)		・施設企画課が所掌する支出の原因となる工事の契約のうち予定価格が1,000万円を超え2億円未満の契約に関する事務
地方創生・研究推進課	研究担当 理事	・地方創生・研究推進課が所掌する外部資金等の受入に関する事務
財務課	財務課長	・総勘定元帳，合計残高試算表及び予算差引簿の管理に関する事務
	総括主査	・資金の支払等の承認に関する事務 ・財務課における振替伝票に関する事務
	総括主査 又は主査	・経理・調達課，施設企画課及び附属図書館が所掌する入札執行の立会
経理・調達課	経理・調達課長	・債権管理の統括に関する事務 ・経理・調達課が所掌する入札の執行 ・経理・調達課における支出決議及び振替伝票に関する事務 ・金銭の出納管理に関する事務(金銭出納担当者に係る事務を除く。) ・経理・調達課が所掌する収入又は支出の原因となる図書資料を除く物品及び施設管理に係る役務を除く役務(以下「物品等」という。)の契約のうち予定価格が1,000万円を超えない契約に関する事務

	総括主査 又は主査	・ 経理・調達課における給付の完了の確認に関する事務
	手形地区 検収室長	・ 経理・調達課における物品等の発注及び国立大学法人秋田大学 教員発注等手続内規に基づく教員の物品等の発注に係る納品事実 の確認に関する事務
施設企画 課	施設企画 課長	・ 施設企画課が所掌する入札の執行 ・ 施設企画課が所掌する工事契約以外の収入又は支出の原因とな る契約のうち予定価格が 1,000 万円を超えない契約に関する事務 ・ 施設企画課が所掌する支出の原因となる工事の契約のうち予定 価格が 1,000 万円を超えない契約に関する事務 ・ 施設企画課における支出決議及び振替伝票に関する事務
	総括主査	・ 施設企画課の所掌する工事及び役務(以下「工事等」という。) 契約の給付の完了の確認に関する事務 ・ 施設保全課において所掌する工事等の発注及び国立大学法人秋 田大学工事等部局発注手続内規に基づく部局における工事等の発 注に係る完了事実その他の確認に関する事務
	主査	・ 施設企画課における監督に関する事務
施設保全 課	施設保全 課長	・ 施設保全課において所掌する工事等契約のうち予定価格が 500 万円を超えるものの給付の完了の確認に関する事務
	総括主査	・ 施設保全課において所掌する工事等契約のうち施設保全課長が 給付の完了の確認を行うもの以外の給付の完了の確認に関する事 務 ・ 施設企画課において所掌する工事等に係る完了事実その他の確 認に関する事務
	主査	・ 施設保全課における監督に関する事務
附属図書 館	図書館・ 情報推進 課長	・ 附属図書館が所掌する入札の執行 ・ 附属図書館における図書資料に係る収入又は支出の原因となる 契約に関する事務 ・ 附属図書館における支出決議及び振替伝票に関する事務
	総括主査 又は主査	・ 附属図書館における図書資料に係る給付の完了の確認に関する 事務
不動産を 管理する 主管課	不動産を 管理する 主管課長	・ 支出の原因となる工事等の契約のうち、当該課が管理する不動 産に係る予定価格が 50 万円未満の工事等の契約に関する事務
	総括主査 又は主査	・ 上記契約に係るものの給付の完了の確認に関する事務
教員		・ 支出の原因となる物品等の契約のうち、予定価格が 50 万円未 満の契約に関する事務(ただし、工事及び施設管理に係る役務並 びに保有個人情報の取扱いに係る業務の委託等に係る契約に関す る事務を除く)

	・上記契約に係るものの給付の完了の確認に関する事務
--	---------------------------

2. 医学系研究科・医学部

医学系研究科・医学部	財務担当理事	・医学系研究科・医学部が所掌する工事契約以外の収入又は支出の原因となる契約のうち予定価格が政府調達適用基準額以上の契約に関する事務(附属病院における診療に関するものを除く。)	
	企画管理課	企画管理課長	・企画管理課における支出決議及び振替伝票に関する事務
		総括主査又は主査	・医学系研究科・医学部が所掌する入札執行の立会
	調達課	調達課長	・医学系研究科・医学部が所掌する入札の執行 ・医学系研究科・医学部が所掌する収入又は支出の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超えない契約に関する事務 ・調達課における支出決議及び振替伝票に関する事務
		総括主査又は主査	・調達課における給付の完了の確認に関する事務
		本道地区検収室長	・調達課における物品等の発注及び国立大学法人秋田大学教員発注等手続内規に基づく教員の発注に係る納品事実の確認に関する事務
	医事課	医事課長	・診療費等の収納に関する事務 ・医事課における振替伝票に関する事務
教員		・支出の原因となる物品等の契約のうち、予定価格が50万円未満の契約に関する事務(ただし、工事及び施設管理に係る役務並びに保有個人情報の取扱いに係る業務の委託等に係る契約に関する事務を除く) ・上記契約に係るものの給付の完了の確認に関する事務	

別表第3(第6条関係)

勘定科目表

貸借対照表

勘定科目	仕訳科目
資産の部	
I. 固定資産	
1. 有形固定資産	
土地	土地
土地減損損失累計額	土地減損損失累計額

建物	建物
	建物附属設備
建物減価償却累計額	建物減価償却累計額
	建物減価償却累計額(除去債務)
	建物附属設備減価償却累計額
	建物附属設備減価償却累計額(除去債務)
建物減損損失累計額	建物減損損失累計額
	建物附属設備減損損失累計額
構築物	構築物
構築物減価償却累計額	構築物減価償却累計額
	構築物減価償却累計額(除去債務)
構築物減損損失累計額	構築物減損損失累計額
機械装置	機械装置
機械装置減価償却累計額	機械装置減価償却累計額
	機械装置減価償却累計額(除去債務)
機械装置減損損失累計額	機械装置減損損失累計額
工具器具備品	工具器具備品
	医療用工具器具備品
工具器具備品減価償却累計額	工具器具備品減価償却累計額
	工具器具備品減価償却累計額(除去債務)
	医療用工具器具備品減価償却累計額
	医療用工具器具備品減価償却累計額(除去債務)
工具器具備品減損損失累計額	工具器具備品減損損失累計額
	医療用工具器具備品減損損失累計額
図書	図書
美術品・收藏品	美術品
	收藏品
船舶	船舶
船舶減価償却累計額	船舶減価償却累計額
航空機	航空機
航空機減価償却累計額	航空機減価償却累計額
車両運搬具	車両運搬具
車両運搬具減価償却累計額	車両運搬具減価償却累計額
建設仮勘定	建設仮勘定
その他の有形固定資産	研究用放射性同位元素
	医療用放射性同位元素

	その他の有形固定資産
その他の有形固定資産減価償却累計額	研究用放射性同位元素減価償却累計額
	医療用放射性同位元素減価償却累計額
	その他の有形固定資産減価償却累計額
2. 無形固定資産	
特許権	特許権
	特許仮勘定
借地権	借地権
	地上権
商標権	商標権
実用新案権	実用新案権
意匠権	意匠権
鉱業権	鉱業権
漁業権	漁業権
温泉利用権	温泉利用権
ソフトウェア	ソフトウェア
	ソフトウェア仮勘定
その他の無形固定資産	著作権
	電話加入権
	電気通信施設利用権
	電気ガス供給施設利用権
	水道施設利用権
	その他の無形固定資産
3. 投資その他の資産	
投資有価証券	投資有価証券
	その他有価証券
関係会社株式	特定関係会社株式
	関係会社株式
その他の関係会社株式有価証券	その他の関係会社株式有価証券
引当特定資産	減価償却引当特定資産
出資金	出資金
長期貸付金	長期貸付金
関係法人長期貸付金	関係法人長期貸付金
破産更生債権	破産更生債権
破産更生債権貸倒引当金	破産更生債権貸倒引当金
長期前払費用	長期前払費用
債券発行差金	債券発行差金

未収財源措置予定額	未収財源措置予定額
資産売却未収入金	資産売却未収入金
その他の投資その他の資産	長期性預金
	差入敷金・保証金
	預託金
	リサイクル預託金
	その他の投資その他の資産
II. 流動資産	
現金及び預金	現金
	小口現金
	普通預金
	当座預金
	定期預金
	通知預金
	別段預金
	その他預金
未収学生納付金収入	未収学生納付金収入(入学料)
	未収学生納付金収入(授業料)
徴収不能引当金(納付金)	徴収不能引当金(納付金)
未収附属病院収入	未収附属病院収入
徴収不能引当金(附属病院)	徴収不能引当金(附属病院)
受取手形	受取手形
契約資産	契約資産
貸倒引当金	貸倒引当金
有価証券	一年以内償還予定満期保有債券
	売買目的有価証券
たな卸資産	商品
	製品, 副産物及び作業くず
	半製品
	原料及び材料
	仕掛品
	貯蔵品
医薬品及び診療材料	医薬品
	診療材料
前渡金	前渡金
前払費用	前払費用
未収収益	未収収益

その他流動資産	
未収入金	文献複写未収入金
	寄宿舎未収入金
	未収消費税等
	未収還付消費税等
	未収入金
仮払金	国内旅費仮払
	海外旅費仮払
	仮払消費税等
	仮払金
その他流動資産	立替金
	短期貸付金
	その他流動資産
負債の部	
I. 固定負債	
長期繰延補助金等	長期繰延補助金等
長期預り補助金等	長期預り補助金等
長期寄附金債務	長期寄附金債務
長期前受受託研究費等	長期前受受託研究費
	長期前受共同研究費
長期前受受託事業費等	長期前受受託事業費
	長期前受共同事業費
大学改革支援・学位授与機構債務負担金	大学改革支援・学位授与機構債務負担金
長期借入金	長期借入金
国立大学法人等債	国立大学法人等債
退職給付引当金	退職給付引当金
追加退職給付引当金	追加退職給付引当金
特別修繕引当金	特別修繕引当金
役員退職慰労引当金	役員退職慰労引当金
環境対策引当金	環境対策引当金
その他の長期引当金	その他の長期引当金
資産除去債務	資産除去債務
長期未払金	長期未払金
	長期リース債務
	長期未払金(PFI等)
その他固定負債	長期預り金

	その他の固定負債
II. 流動負債	
運営費交付金債務	運営費交付金債務
授業料債務	授業料債務
預り施設費	預り施設費(国)
	預り施設費(その他)
預り補助金等	預り補助金等
寄附金債務	寄附金債務
前受受託研究費	前受受託研究費
前受共同研究費	前受共同研究費
前受受託事業費等	前受受託事業費
	前受共同事業費
前受金	前受学生納付金(授業料)
	前受金
科学研究費助成事業等預り金	科学研究費助成事業等預り金
預り3大学連携プロジェクト	預り3大学連携プロジェクト
預り特殊教育就学奨励費交付金等	預り特殊教育就学奨励費交付金等
預り金	預り金(共済組合)
	預り金(財形)
	預り金(住民税)
	預り金(供託金)
	預り金(所得税)
	預り金(宿舍料)
	預り金(社会保険料)
	預り金(諸控除)
	預り金(手数料)
	預り金(その他)
短期借入金	短期借入金
一年以内返済予定長期借入金	一年以内返済予定長期借入金
一年返済予定債務負担金	一年返済予定債務負担金
一年以内償還予定国立大学法人等債	一年以内償還予定国立大学法人等債
未払金	未払金
	未払金(科研用)
	未払金(JTB)
	未払金(北東北)
	短期リース債務
	未払金(TOPTOUR)

	未払金(PFI等)
	国庫返納未払金
契約負債	契約負債
前受収益	前受収益
未払費用	未払費用
未払消費税等	未払消費税等
賞与引当金	賞与引当金
修繕引当金	修繕引当金
環境対策引当金	環境対策引当金
その他の引当金	その他の引当金
資産除去債務	資産除去債務
その他の流動負債	仮受金
	仮受消費税
	その他の流動負債
純資産の部	
I. 資本金	
政府出資金	政府出資金
その他出資金	その他出資金
II. 資本剰余金	
資本剰余金	資本剰余金施設費
	資本剰余金運営費交付金
	資本剰余金授業料
	資本剰余金補助金等
	資本剰余金寄附金
	資本剰余金目的積立金取崩
	資本剰余金前中期繰越積立金取崩
	資本剰余金その他
減価償却相当累計額(－)	減価償却相当累計額(－)
減損損失相当累計額(－)	減損損失相当累計額(－)
利息費用相当累計額(－)	利息費用相当累計額(－)
除売却差額相当累計額(－)	除売却差額相当累計額(－)
民間出えん金	民間出えん金
III. 利益剰余金	
前中期目標期間繰越積立金	前中期目標期間繰越積立金
目的積立金	目的積立金
積立金	積立金

当期末処分利益	当期末処分利益
IV. 評価・換算差額等	その他有価証券評価差額金

損益計算書

勘定科目	仕訳科目
I. 経常費用	
(I) 業務費	
1. 教育経費	
消耗品費	消耗品費(教育)
備品費	備品費(教育)
印刷製本費	印刷製本費(教育)
水道光熱費	電力料(教育)
	水道料(教育)
	ガス料(教育)
	燃料費(教育)
	その他水道光熱費(教育)
旅費交通費	国内旅費(教育)
	外国旅費(教育)
	日当(教育)
	赴任旅費(教育)
	講師等旅費(教育)
	招聘外国人滞在費(教育)
	交通費(教育)
	その他旅費交通費(教育)
通信運搬費	郵送料(教育)
	電話料(教育)
	宅配便料(教育)
	専用回線使用料(教育)
	その他通信運搬費(教育)
賃借料	土地賃借料(教育)
	建物賃借料(教育)
	電子計算機借料(教育)
	複写機借料(教育)
	その他借料(教育)
車両燃料費	車両燃料費(教育)
福利厚生費	福利厚生費(教育)
保守費	機器保守費(教育)
	空調設備保守費(教育)

	昇降機保守費(教育)
	消防設備等保守費(教育)
	その他保守費(教育)
修繕費	修繕費(教育)
損害保険料	損害保険料(教育)
広告宣伝費	広告宣伝費(教育)
行事費	行事費(教育)
諸会費	諸会費(教育)
会議費	会議費(教育)
報酬・委託・手数料	諸謝金(教育)
	その他報酬(教育)
	一般廃棄物処理業務委託費(教育)
	産業廃棄物処理業務委託費(教育)
	ボイラー運転業務委託費(教育)
	警備(守衛)業務委託費(教育)
	委託調査研究費(教育)
	支払派遣費(教育)
	プログラム開発費(教育)
	その他委託費(教育)
	振込手数料(教育)
	その他手数料(教育)
奨学費	奨学交付金(教育)
	留学生給与(教育)
減価償却費	減価償却費(教育)
貸倒損失	貸倒損失(教育)
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金繰入額(教育)
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金繰入額(教育)
雑費	清掃費(教育)
	雑役務費(教育)
	文献複写料(教育)
	租税公課(教育)
	たな卸減耗損(教育)
	たな卸評価損(教育)
	交際費(教育)
	損害賠償費(教育)
	特別修繕引当金繰入額(教育)
	修繕引当金繰入額(教育)

	その他雑費(教育)
2. 研究経費	
消耗品費	消耗品費(研究)
備品費	備品費(研究)
印刷製本費	印刷製本費(研究)
水道光熱費	電力料(研究)
	水道料(研究)
	ガス料(研究)
	燃料費(研究)
	その他水道光熱費(研究)
旅費交通費	国内旅費(研究)
	外国旅費(研究)
	日当(研究)
	赴任旅費(研究)
	講師等旅費(研究)
	招聘外国人滞在費(研究)
	交通費(研究)
	その他旅費交通費(研究)
通信運搬費	郵送料(研究)
	電話料(研究)
	宅配便料(研究)
	専用回線使用料(研究)
	その他通信運搬費(研究)
賃借料	土地賃借料(研究)
	建物賃借料(研究)
	電子計算機借料(研究)
	複写機借料(研究)
	その他借料(研究)
車両燃料費	車両燃料費(研究)
福利厚生費	福利厚生費(研究)
保守費	機器保守費(研究)
	空調設備保守費(研究)
	昇降機保守費(研究)
	消防設備等保守費(研究)
	その他保守費(研究)
修繕費	修繕費(研究)
損害保険料	損害保険料(研究)

広告宣伝費	広告宣伝費(研究)
行事費	行事費(研究)
諸会費	諸会費(研究)
会議費	会議費(研究)
報酬・委託・手数料	諸謝金(研究)
	その他報酬(研究)
	一般廃棄物処理業務委託費(研究)
	産業廃棄物処理業務委託費(研究)
	ボイラー運転業務委託費(研究)
	警備(守衛)業務委託費(研究)
	委託調査研究費(研究)
	支払派遣費(研究)
	プログラム開発費(研究)
	その他委託費(研究)
	振込手数料(研究)
	その他手数料(研究)
減価償却費	減価償却費(研究)
貸倒損失	貸倒損失(研究)
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金繰入額(研究)
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金繰入額(研究)
雑費	清掃費(研究)
	雑役務費(研究)
	文献複写料(研究)
	たな卸減耗損(研究)
	たな卸評価損(研究)
	交際費(研究)
	租税公課(研究)
	損害賠償費(研究)
	特別修繕引当金繰入額(研究)
	修繕引当金繰入額(研究)
	内部取引費用
	その他雑費(研究)
3. 診療経費	
材料費	
医薬品費	医薬品費(物流)(診療)
	内服薬費(診療)
	外用薬費(診療)

	注射薬費(診療)
	造影剤薬品費(診療)
	血液製剤薬品費(診療)
	RI 類費(診療)
	血液費(診療)
	検査試薬費(診療)
	管理・消毒用薬品費(診療)
診療材料費	診療材料費(物流)(診療)
	感光薬品費(診療)
	診療用ガス類費(診療)
	特定保険医療材料費(診療)
	診療用消耗器材費(診療)
	衛生材料費(診療)
	X線フィルム費(診療)
	歯科材料費(診療)
医療消耗器具備品費	医療消耗器具備品費(診療)
給食用材料費	給食用材料費(診療)
委託費	
検査委託費	検査委託費(診療)
給食委託費	給食委託費(診療)
寝具委託費	寝具委託費(診療)
医事委託費	医療事務業務委託費(診療)
	レセプト点検業務委託費(診療)
清掃委託費	清掃委託費(診療)
保守委託費	空調設備保守業務委託費(診療)
	昇降機保守業務委託費(診療)
	消防設備等保守業務委託費(診療)
	その他保守業務委託費(診療)
その他委託費	洗濯業務委託費(診療)
	感染性医療廃棄物処理業務委託費(診療)
	一般廃棄物処理業務委託費(診療)
	産業廃棄物処理業務委託費(診療)
	カルテ管理業務委託費(診療)
	メッセージ業務委託費(診療)
	ベッドメイキング業務委託費(診療)
	看護業務・クラーク委託費(診療)
	電話交換業務委託費(診療)

	ボイラー運転業務委託費(診療)
	警備(守衛)業務委託費(診療)
	駐車管理業務委託費(診療)
	歯科技工委託費(診療)
	その他業務委託費(診療)
設備関係費	
減価償却費	建物減価償却費(診療)
	建物附属設備減価償却費(診療)
	構築物減価償却費(診療)
	機械装置減価償却費(診療)
	機械装置(リース)減価償却費(診療)
	医療用器械備品減価償却費(診療)
	医療用器械備品(リース)減価償却費(診療)
	車両減価償却費(診療)
	車両(リース)減価償却費(診療)
	放射性同位元素減価償却費(診療)
	無形固定資産減価償却費(診療)
	無形固定資産(リース)減価償却費(診療)
機器賃借料	病院情報システム賃借料(診療)
	医療機器賃借料(診療)
	在宅医療機器賃借料(診療)
	その他機器賃借料(診療)
地代家賃	地代家賃(診療)
修繕費	医療機器修繕費(診療)
	建物・附属設備修繕費(診療)
固定資産税等	固定資産税等(診療)
機器保守費	医療機器保守委託費(診療)
	コンピューター運営委託費(診療)
	その他機器保守費(診療)
機器設備保険料	機器設備保険料(診療)
車両関係費	車両関係費(診療)
研修費	
研修費	研修旅費(診療)
	研修謝金(診療)
	図書費(診療)
	その他研修費(診療)
経費	

消耗品費	診療用紙費(診療)
	その他消耗品費(診療)
備品費	備品費(診療)
印刷製本費	印刷製本費(診療)
水道光熱費	電力料(診療)
	水道料(診療)
	ガス料(診療)
	燃料費(診療)
	その他水道光熱費(診療)
旅費交通費	業務出張旅費(診療)
	赴任旅費(診療)
	海外出張旅費(診療)
	医師等招聘旅費(診療)
	その他旅費交通費(診療)
通信運搬費	郵送料(診療)
	電話料(診療)
	宅配便料(診療)
	専用回線使用料(診療)
	その他通信運搬費(診療)
賃借料	賃借料(診療)
福利厚生費	職員厚生費(診療)
	健康診断費(診療)
損害保険料	病院賠償責任保険料(診療)
	その他保険料(診療)
広告宣伝費	広告宣伝費(診療)
行事費	行事費(診療)
諸会費	諸会費(診療)
会議費	会議費(診療)
報酬・委託・手数料	報酬・委託・手数料(診療)
学用患者費	学用患者費(診療)
職員被服費	職員被服費(診療)
貸倒損失	貸倒損失(診療)
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金繰入額(診療)
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金繰入額(診療)
雑費	低価法評価損(診療)
	交際費(診療)
	租税公課(診療)

	寄附金(診療)
	文献複写料(診療)
	特別修繕引当金繰入額(診療)
	修繕引当金繰入額(診療)
	損害賠償費(診療)
	その他雑費(診療)
4. 教育研究支援経費	
消耗品費	消耗品費(教支援)
図書費	図書費(教支援)
備品費	備品費(教支援)
印刷製本費	印刷製本費(教支援)
水道光熱費	電力料(教支援)
	水道料(教支援)
	ガス料(教支援)
	燃料費(教支援)
	その他水道光熱費(教支援)
旅費交通費	国内旅費(教支援)
	外国旅費(教支援)
	日当(教支援)
	赴任旅費(教支援)
	講師等旅費(教支援)
	招聘外国人滞在費(教支援)
	交通費(教支援)
	その他旅費交通費(教支援)
通信運搬費	郵送料(教支援)
	電話料(教支援)
	宅配便料(教支援)
	専用回線使用料(教支援)
	その他通信運搬費(教支援)
賃借料	土地賃借料(教支援)
	建物賃借料(教支援)
	電子計算機借料(教支援)
	複写機借料(教支援)
	その他借料(教支援)
車両燃料費	車両燃料費(教支援)
福利厚生費	福利厚生費(教支援)
保守費	機器保守費(教支援)

	空調設備保守費(教支援)
	昇降機保守費(教支援)
	消防設備等保守費(教支援)
	その他保守費(教支援)
修繕費	修繕費(教支援)
損害保険料	損害保険料(教支援)
広告宣伝費	広告宣伝費(教支援)
行事費	行事費(教支援)
諸会費	諸会費(教支援)
会議費	会議費(教支援)
報酬・委託・手数料	諸謝金(教支援)
	その他報酬(教支援)
	一般廃棄物処理業務委託費(教支援)
	産業廃棄物処理業務委託費(教支援)
	ボイラー運転業務委託費(教支援)
	警備(守衛)業務委託費(教支援)
	委託調査研究費(教支援)
	支払派遣費(教支援)
	プログラム開発費(教支援)
	その他委託費(教支援)
	振込手数料(教支援)
	その他手数料(教支援)
減価償却費	減価償却費(教支援)
貸倒損失	貸倒損失(教支援)
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金繰入額(教支援)
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金繰入額(教支援)
雑費	清掃費(教支援)
	雑役務費(教支援)
	文献複写料(教支援)
	たな卸減耗損(教支援)
	たな卸評価損(教支援)
	交際費(教支援)
	租税公課(教支援)
	損害賠償費(教支援)
	特別修繕引当金繰入額(教支援)
	修繕引当金繰入額(教支援)
	その他雑費(教支援)

5. 受託研究費	
常勤教員給与	給料(教員)(受託研究)
	通勤手当(教員)(受託研究)
	賞与(教員)(受託研究)
	賞与引当金繰入額(教員)(受託研究)
	退職給付費用(教員)(受託研究)
	法定福利費(教員)(受託研究)
非常勤教員給与	給料(非常勤)(教員)(受託研究)
	通勤手当(非常勤)(教員)(受託研究)
	賞与(非常勤)(教員)(受託研究)
	賞与引当金繰入額(非常勤)(教員)(受託研究)
	退職給付費用(非常勤)(教員)(受託研究)
	法定福利費(非常勤)(教員)(受託研究)
常勤職員給与	給料(職員)(受託研究)
	通勤手当(職員)(受託研究)
	賞与(職員)(受託研究)
	賞与引当金繰入額(職員)(受託研究)
	退職給付費用(職員)(受託研究)
	法定福利費(職員)(受託研究)
非常勤職員給与	給料(非常勤)(職員)(受託研究)
	通勤手当(非常勤)(職員)(受託研究)
	賞与(非常勤)(職員)(受託研究)
	賞与引当金繰入額(非常勤)(職員)(受託研究)
	退職給付費用(非常勤)(職員)(受託研究)
	退職給付引当金繰入額(非常勤)(職員)(受託研究)
	法定福利費(非常勤)(職員)(受託研究)
消耗品費	消耗品費(受託研究)
図書費	図書費(受託研究)
備品費	備品費(受託研究)
印刷製本費	印刷製本費(受託研究)
水道光熱費	電力料(受託研究)
	水道料(受託研究)
	ガス料(受託研究)
	燃料費(受託研究)
	その他水道光熱費(受託研究)
旅費交通費	国内旅費(受託研究)
	外国旅費(受託研究)

	日当(受託研究)
	赴任旅費(受託研究)
	講師等旅費(受託研究)
	招聘外国人滞在費(受託研究)
	交通費(受託研究)
	その他旅費交通費(受託研究)
通信運搬費	郵送料(受託研究)
	電話料(受託研究)
	宅配便料(受託研究)
	専用回線使用料(受託研究)
	その他通信運搬費(受託研究)
賃借料	土地賃借料(受託研究)
	建物賃借料(受託研究)
	電子計算機借料(受託研究)
	複写機借料(受託研究)
	その他借料(受託研究)
車両燃料費	車両燃料費(受託研究)
福利厚生費	福利厚生費(受託研究)
保守費	機器保守費(受託研究)
	空調設備保守費(受託研究)
	昇降機保守費(受託研究)
	消防設備等保守費(受託研究)
	その他保守費(受託研究)
修繕費	修繕費(受託研究)
損害保険料	損害保険料(受託研究)
広告宣伝費	広告宣伝費(受託研究)
行事費	行事費(受託研究)
諸会費	諸会費(受託研究)
会議費	会議費(受託研究)
報酬・委託・手数料	諸謝金(受託研究)
	その他報酬(受託研究)
	一般廃棄物処理業務委託費(受託研究)
	産業廃棄物処理業務委託費(受託研究)
	ボイラー運転業務委託費(受託研究)
	警備(守衛)業務委託費(受託研究)
	委託調査研究費(受託研究)
	支払派遣費(受託研究)

	プログラム開発費(受託研究)
	その他委託費(受託研究)
	振込手数料(受託研究)
	その他手数料(受託研究)
減価償却費	減価償却費(受託研究)
貸倒損失	貸倒損失(受託研究)
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金繰入額(受託研究)
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金繰入額(受託研究)
雑費	清掃費(受託研究)
	雑役務費(受託研究)
	文献複写料(受託研究)
	たな卸減耗損(受託研究)
	たな卸評価損(受託研究)
	交際費(受託研究)
	租税公課(受託研究)
	損害賠償費(受託研究)
	特別修繕引当金繰入額(受託研究)
	修繕引当金繰入額(受託研究)
	その他雑費(受託研究)
6. 共同研究費	
常勤教員給与	給料(教員)(共同研究)
	通勤手当(教員)(共同研究)
	賞与(教員)(共同研究)
	賞与引当金繰入額(教員)(共同研究)
	退職給付費用(教員)(共同研究)
	法定福利費(教員)(共同研究)
非常勤教員給与	給料(非常勤)(教員)(共同研究)
	通勤手当(非常勤)(教員)(共同研究)
	賞与(非常勤)(教員)(共同研究)
	賞与引当金繰入額(非常勤)(教員)(共同研究)
	退職給付費用(非常勤)(教員)(共同研究)
	法定福利費(非常勤)(教員)(共同研究)
常勤職員給与	給料(職員)(共同研究)
	通勤手当(職員)(共同研究)
	賞与(職員)(共同研究)
	賞与引当金繰入額(職員)(共同研究)
	退職給付費用(職員)(共同研究)

	法定福利費(職員)(共同研究)
非常勤職員給与	給料(非常勤)(職員)(共同研究)
	通勤手当(非常勤)(職員)(共同研究)
	賞与(非常勤)(職員)(共同研究)
	賞与引当金繰入額(非常勤)(職員)(共同研究)
	退職給付費用(非常勤)(職員)(共同研究)
	退職給付引当金繰入額(非常勤)(職員)(共同研究)
	法定福利費(非常勤)(職員)(共同研究)
消耗品費	消耗品費(共同研究)
図書費	図書費(共同研究)
備品費	備品費(共同研究)
印刷製本費	印刷製本費(共同研究)
水道光熱費	電力料(共同研究)
	水道料(共同研究)
	ガス料(共同研究)
	燃料費(共同研究)
	その他水道光熱費(共同研究)
旅費交通費	国内旅費(共同研究)
	外国旅費(共同研究)
	日当(共同研究)
	赴任旅費(共同研究)
	講師等旅費(共同研究)
	招聘外国人滞在費(共同研究)
	交通費(共同研究)
	その他旅費交通費(共同研究)
通信運搬費	郵送料(共同研究)
	電話料(共同研究)
	宅配便料(共同研究)
	専用回線使用料(共同研究)
	その他通信運搬費(共同研究)
賃借料	土地賃借料(共同研究)
	建物賃借料(共同研究)
	電子計算機借料(共同研究)
	複写機借料(共同研究)
	その他借料(共同研究)
車両燃料費	車両燃料費(共同研究)
福利厚生費	福利厚生費(共同研究)

保守費	機器保守費(共同研究)
	空調設備保守費(共同研究)
	昇降機保守費(共同研究)
	消防設備等保守費(共同研究)
	その他保守費(共同研究)
修繕費	修繕費(共同研究)
損害保険料	損害保険料(共同研究)
広告宣伝費	広告宣伝費(共同研究)
行事費	行事費(共同研究)
諸会費	諸会費(共同研究)
会議費	会議費(共同研究)
報酬・委託・手数料	諸謝金(共同研究)
	その他報酬(共同研究)
	一般廃棄物処理業務委託費(共同研究)
	産業廃棄物処理業務委託費(共同研究)
	ボイラー運転業務委託費(共同研究)
	警備(守衛)業務委託費(共同研究)
	委託調査研究費(共同研究)
	支払派遣費(共同研究)
	プログラム開発費(共同研究)
	その他委託費(共同研究)
	振込手数料(共同研究)
	その他手数料(共同研究)
減価償却費	減価償却費(共同研究)
貸倒損失	貸倒損失(共同研究)
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金繰入額(共同研究)
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金繰入額(共同研究)
雑費	清掃費(共同研究)
	雑役務費(共同研究)
	文献複写料(共同研究)
	たな卸減耗損(共同研究)
	たな卸評価損(共同研究)
	交際費(共同研究)
	租税公課(共同研究)
	損害賠償費(共同研究)
	特別修繕引当金繰入額(共同研究)
	修繕引当金繰入額(共同研究)

	その他雑費(共同研究)
7. 受託事業費等	
受託事業費	
常勤教員給与	給料(教員)(受託事業)
	通勤手当(教員)(受託事業)
	賞与(教員)(受託事業)
	賞与引当金繰入額(教員)(受託事業)
	退職給付費用(教員)(受託事業)
	法定福利費(教員)(受託事業)
非常勤教員給与	給料(非常勤)(教員)(受託事業)
	通勤手当(非常勤)(教員)(受託事業)
	賞与(非常勤)(教員)(受託事業)
	賞与引当金繰入額(非常勤)(教員)(受託事業)
	退職給付費用(非常勤)(教員)(受託事業)
	法定福利費(非常勤)(教員)(受託事業)
常勤職員給与	給料(職員)(受託事業)
	通勤手当(職員)(受託事業)
	賞与(職員)(受託事業)
	賞与引当金繰入額(職員)(受託事業)
	退職給付費用(職員)(受託事業)
	法定福利費(職員)(受託事業)
非常勤職員給与	給料(非常勤)(職員)(受託事業)
	通勤手当(非常勤)(職員)(受託事業)
	賞与(非常勤)(職員)(受託事業)
	賞与引当金繰入額(非常勤)(職員)(受託事業)
	退職給付費用(非常勤)(職員)(受託事業)
	退職給付引当金繰入額(非常勤)(職員)(受託事業)
	法定福利費(非常勤)(職員)(受託事業)
消耗品費	消耗品費(受託事業)
図書費	図書費(受託事業)
備品費	備品費(受託事業)
印刷製本費	印刷製本費(受託事業)
水道光熱費	電力料(受託事業)
	水道料(受託事業)
	ガス料(受託事業)
	燃料費(受託事業)
	その他水道光熱費(受託事業)

旅費交通費	国内旅費(受託事業)
	外国旅費(受託事業)
	日当(受託事業)
	赴任旅費(受託事業)
	講師等旅費(受託事業)
	招聘外国人滞在費(受託事業)
	交通費(受託事業)
	その他旅費交通費(受託事業)
通信運搬費	郵送料(受託事業)
	電話料(受託事業)
	宅配便料(受託事業)
	専用回線使用料(受託事業)
	その他通信運搬費(受託事業)
賃借料	土地賃借料(受託事業)
	建物賃借料(受託事業)
	電子計算機借料(受託事業)
	複写機借料(受託事業)
	その他借料(受託事業)
車両燃料費	車両燃料費(受託事業)
福利厚生費	福利厚生費(受託事業)
保守費	機器保守費(受託事業)
	空調設備保守費(受託事業)
	昇降機保守費(受託事業)
	消防設備等保守費(受託事業)
	その他保守費(受託事業)
修繕費	修繕費(受託事業)
損害保険料	損害保険料(受託事業)
広告宣伝費	広告宣伝費(受託事業)
行事費	行事費(受託事業)
諸会費	諸会費(受託事業)
会議費	会議費(受託事業)
報酬・委託・手数料	諸謝金(受託事業)
	その他報酬(受託事業)
	一般廃棄物処理業務委託費(受託事業)
	産業廃棄物処理業務委託費(受託事業)
	ボイラー運転業務委託費(受託事業)
	警備(守衛)業務委託費(受託事業)

	委託調査研究費(受託事業)
	支払派遣費(受託事業)
	プログラム開発費(受託事業)
	その他委託費(受託事業)
	振込手数料(受託事業)
	その他手数料(受託事業)
減価償却費	減価償却費(受託事業)
貸倒損失	貸倒損失(受託事業)
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金繰入額(受託事業)
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金繰入額(受託事業)
雑費	清掃費(受託事業)
	雑役務費(受託事業)
	文献複写料(受託事業)
	たな卸減耗損(受託事業)
	たな卸評価損(受託事業)
	交際費(受託事業)
	租税公課(受託事業)
	損害賠償費(受託事業)
	特別修繕引当金繰入額(受託事業)
	修繕引当金繰入額(受託事業)
	その他雑費(受託事業)
共同事業費	
常勤教員給与	給料(教員)(共同事業)
	通勤手当(教員)(共同事業)
	賞与(教員)(共同事業)
	賞与引当金繰入額(教員)(共同事業)
	退職給付費用(教員)(共同事業)
	法定福利費(教員)(共同事業)
非常勤教員給与	給料(非常勤)(教員)(共同事業)
	通勤手当(非常勤)(教員)(共同事業)
	賞与(非常勤)(教員)(共同事業)
	賞与引当金繰入額(非常勤)(教員)(共同事業)
	退職給付費用(非常勤)(教員)(共同事業)
	法定福利費(非常勤)(教員)(共同事業)
常勤職員給与	給料(職員)(共同事業)
	通勤手当(職員)(共同事業)
	賞与(職員)(共同事業)

	賞与引当金繰入額(職員)(共同事業)
	退職給付費用(職員)(共同事業)
	法定福利費(職員)(共同事業)
非常勤職員給与	給料(非常勤)(職員)(共同事業)
	通勤手当(非常勤)(職員)(共同事業)
	賞与(非常勤)(職員)(共同事業)
	賞与引当金繰入額(非常勤)(職員)(共同事業)
	退職給付費用(非常勤)(職員)(共同事業)
	退職給付引当金繰入額(非常勤)(職員)(共同事業)
	法定福利費(非常勤)(職員)(共同事業)
消耗品費	消耗品費(共同事業)
図書費	図書費(共同事業)
備品費	備品費(共同事業)
印刷製本費	印刷製本費(共同事業)
水道光熱費	電力料(共同事業)
	水道料(共同事業)
	ガス料(共同事業)
	燃料費(共同事業)
	その他水道光熱費(共同事業)
旅費交通費	国内旅費(共同事業)
	外国旅費(共同事業)
	日当(共同事業)
	赴任旅費(共同事業)
	講師等旅費(共同事業)
	招聘外国人滞在費(共同事業)
	交通費(共同事業)
	その他旅費交通費(共同事業)
通信運搬費	郵送料(共同事業)
	電話料(共同事業)
	宅配便料(共同事業)
	専用回線使用料(共同事業)
	その他通信運搬費(共同事業)
賃借料	土地賃借料(共同事業)
	建物賃借料(共同事業)
	電子計算機借料(共同事業)
	複写機借料(共同事業)
	その他借料(共同事業)

車両燃料費	車両燃料費(共同事業)
福利厚生費	福利厚生費(共同事業)
保守費	機器保守費(共同事業)
	空調設備保守費(共同事業)
	昇降機保守費(共同事業)
	消防設備等保守費(共同事業)
	その他保守費(共同事業)
修繕費	修繕費(共同事業)
損害保険料	損害保険料(共同事業)
広告宣伝費	広告宣伝費(共同事業)
行事費	行事費(共同事業)
諸会費	諸会費(共同事業)
会議費	会議費(共同事業)
報酬・委託・手数料	諸謝金(共同事業)
	その他報酬(共同事業)
	一般廃棄物処理業務委託費(共同事業)
	産業廃棄物処理業務委託費(共同事業)
	ボイラー運転業務委託費(共同事業)
	警備(守衛)業務委託費(共同事業)
	委託調査研究費(共同事業)
	支払派遣費(共同事業)
	プログラム開発費(共同事業)
	その他委託費(共同事業)
	振込手数料(共同事業)
	その他手数料(共同事業)
減価償却費	減価償却費(共同事業)
貸倒損失	貸倒損失(共同事業)
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金繰入額(共同事業)
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金繰入額(共同事業)
雑費	清掃費(共同事業)
	雑役務費(共同事業)
	文献複写料(共同事業)
	たな卸減耗損(共同事業)
	たな卸評価損(共同事業)
	交際費(共同事業)
	租税公課(共同事業)
	損害賠償費(共同事業)

	特別修繕引当金繰入額(共同事業)
	修繕引当金繰入額(共同事業)
	その他雑費(共同事業)
8. 役員人件費	
役員人件費	報酬(役員)
	通勤手当(役員)
	賞与(役員)
	賞与引当金繰入額(役員)
	退職給付費用(役員)
	法定福利費(役員)
9. 教員人件費	
常勤職員給与	給料(教員)
	通勤手当(教員)
	賞与(教員)
	賞与引当金繰入額(教員)
	退職給付費用(教員)
	法定福利費(教員)
非常勤職員給与	給料(非常勤)(教員)
	通勤手当(非常勤)(教員)
	賞与(非常勤)(教員)
	賞与引当金繰入額(非常勤)(教員)
	退職給付費用(非常勤)(教員)
	法定福利費(非常勤)(教員)
10. 職員人件費	
常勤職員給与	給料(職員)
	通勤手当(職員)
	賞与(職員)
	賞与引当金繰入額(職員)
	退職給付費用(職員)
	法定福利費(職員)
非常勤職員給与	給料(非常勤)(職員)
	通勤手当(非常勤)(職員)
	賞与(非常勤)(職員)
	賞与引当金繰入額(非常勤)(職員)
	退職給付費用(非常勤)(職員)
	退職給付引当金繰入額(非常勤)(職員)
	法定福利費(非常勤)(職員)

(II)一般管理費	
消耗品費	消耗品費(一般)
備品費	備品費(一般)
印刷製本費	印刷製本費(一般)
水道光熱費	電力料(一般)
	水道料(一般)
	ガス料(一般)
	燃料費(一般)
	その他水道光熱費(一般)
旅費交通費	国内旅費(一般)
	外国旅費(一般)
	日当(一般)
	赴任旅費(一般)
	講師等旅費(一般)
	招聘外国人滞在費(一般)
	交通費(一般)
	その他旅費交通費(一般)
通信運搬費	郵送料(一般)
	電話料(一般)
	宅配便料(一般)
	専用回線使用料(一般)
	その他通信運搬費(一般)
賃借料	土地賃借料(一般)
	建物賃借料(一般)
	電子計算機借料(一般)
	複写機借料(一般)
	その他借料(一般)
車両燃料費	車両燃料費(一般)
福利厚生費	福利厚生費(一般)
保守費	機器保守費(一般)
	空調設備保守費(一般)
	昇降機保守費(一般)
	消防設備等保守費(一般)
	その他保守費(一般)
修繕費	修繕費(一般)
損害保険料	損害保険料(一般)

広告宣伝費	広告宣伝費(一般)
行事費	行事費(一般)
諸会費	諸会費(一般)
会議費	会議費(一般)
報酬・委託・手数料	諸謝金(一般)
	その他報酬(一般)
	一般廃棄物処理業務委託費(一般)
	産業廃棄物処理業務委託費(一般)
	ボイラー運転業務委託費(一般)
	警備(守衛)業務委託費(一般)
	委託調査研究費(一般)
	支払派遣費(一般)
	プログラム開発費(一般)
	その他業務委託費(一般)
	振込手数料(一般)
	その他手数料(一般)
租税公課	租税公課(一般)
減価償却費	減価償却費(一般)
	減価償却費(病院リース)
貸倒損失	貸倒損失(一般)
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金繰入額(一般)
貸倒引当金繰入額	貸倒引当金繰入額(一般)
雑費	清掃費(一般)
	雑役務費(一般)
	文献複写料(一般)
	たな卸減耗損(一般)
	たな卸評価損(一般)
	交際費(一般)
	損害賠償費(一般)
	特別修繕引当金繰入額(一般)
	修繕引当金繰入額(一般)
	その他雑費(一般)
(III)財務費用	
支払利息	支払利息
	ファイナンスリース利息
有価証券売却損	有価証券売却損
有価証券評価損	有価証券評価損

為替差損	為替差損
債券発行費	債券発行費
(IV) 雑損	
雑損	雑損
II. 経常収益	
運営費交付金収益	運営費交付金収益
授業料収益	授業料収益
入学金収益	入学金収益
検定料収益	検定料収益
附属病院収益	附属病院収益
入院診療収益	入院診療収益
室料差額収益	室料差額収益
外来診療収益	外来診療収益
保健予防活動収益	保健予防活動収益
受託検査・施設利用収益	受託検査・施設利用収益
その他の医業収益	その他の医業収益
保険査定減(一)	保険査定減(一)
受託研究収益	受託研究収益(国)
	受託研究収益(地方公共団体)
	受託研究収益(独立行政法人)
	受託研究収益(国立大学法人)
	受託研究収益(株式会社)
	受託研究収益(その他)
共同研究収益	共同研究収益(国)
	共同研究収益(地方公共団体)
	共同研究収益(独立行政法人)
	共同研究収益(国立大学法人)
	共同研究収益(株式会社)
	共同研究収益(その他)
研究関連収益	受託研究間接経費収入
	共同研究間接経費収入
受託事業等収益	受託事業収益(国)
	受託事業収益(地方公共団体)
	受託事業収益(独立行政法人)
	受託事業収益(国立大学法人)
	受託事業収益(株式会社)

	受託事業収益(その他)
	共同事業収益(国)
	共同事業収益(地方公共団体)
	共同事業収益(独立行政法人)
	共同事業収益(国立大学法人)
	共同事業収益(株式会社)
	共同事業収益(その他)
補助金等収益	補助金等収益
	補助金等収益(減価償却費見合い)
寄附金収益	寄附金収益
	寄附物品収益
財務収益	受取利息
	有価証券利息
	有価証券売却益
	為替差益
	その他財務収益
雑益	
財産貸付料収益	土地貸付料収入
	建物及び物件貸付料収入
	体育施設貸付料収入
	宿舍貸付料収入
	寄宿料収入
	その他貸付料収入
入場料収益	入場料収入
講習料収益	講習料収入
通信教育受講料収益	通信教育受講料収入
手数料収益	論文審査手数料収入
	心理相談手数料収入
	情報公開手数料収入
	大学入学共通テスト実施料収入
	証明書発行手数料収入
	その他手数料収入
受託研究員等収益	受託研究員等収入
学校財産処分収益	学校財産処分収入
物品等売払収益	刊行物等売払代収入
	文献複写収入
	不用物品等売払代収入

	その他売払代収入
物品受贈益	物品受贈益
著作権料・特許料収益	著作権料収入
	特許料収入
弁償・違約金収益	弁償金収入
	違約金収入
間接経費収入	科学研究費間接経費収入
	その他の間接経費収入
保険金収益	保険金収入
雑入	施設費収益
	雇用経費収入
	施設利用料収入
	内部取引収入
	徴収不能引当金戻入益
	その他の雑益
III. 臨時損失	
環境対策引当金繰入額	環境対策引当金繰入額
固定資産除却損	固定資産除却損
固定資産売却損	固定資産売却損
臨時償却費	臨時償却費
減損損失	減損損失
災害損失	災害損失
投資有価証券売却損	投資有価証券売却損
投資有価証券評価損	投資有価証券評価損
退職給付会計基準改正に伴う調整額	退職給付会計基準改正に伴う調整額
承継消耗品費	承継消耗品費
過年度損益修正損	過年度損益修正損
その他の臨時損失	その他の臨時損失
IV. 臨時利益	
固定資産売却益	固定資産売却益
徴収不能引当金戻入益(臨時)	徴収不能引当金戻入益(臨時)
貸倒引当金戻入額	貸倒引当金戻入額
環境対策引当金戻入益(臨時)	環境対策引当金戻入益(臨時)
その他引当金戻入益	その他引当金戻入益
補助金等収益(臨時)	補助金等収益(臨時)
投資有価証券売却益	投資有価証券売却益
還付消費税等	還付消費税等

承継物品受贈益	承継物品受贈益
過年度損益修正益	過年度損益修正益
	償却債権取立益
その他の臨時利益	その他の臨時利益
運営費交付金収益(精算)	運営費交付金収益(精算)
V. 取崩額	
目的積立金取崩額	目的積立金取崩額
前期中期目標期間繰越積立金取崩額	前期中期目標期間繰越積立金取崩額

別表第4(第12条関係)

予算単位

区分	予算単位名
管理	総務企画課等
学部等	国際資源学研究科
	教育文化学部
	医学系研究科・医学部
	理工学研究科
	先進ヘルスケア工学院
教育	総合学務課等
	高等教育グローバルセンター
	学生支援総合センター
	高大接続センター
	保健管理センター
研究	産学連携推進機構
	バイオサイエンス教育・研究サポートセンター
	放射性同位元素センター
	環境安全センター
	グローバルリソース研究機構
	地方創生センター
	高齢者医療先端研究センター
	電動化システム共同研究センター
	自殺予防総合研究センター
	地域防災減災総合研究センター
感染統括制御・疫学・分子病態研究センター	
教育支援	附属図書館
	情報統括センター
	評価・IRセンター

	教職課程・キャリア支援センター
	地（知）の拠点推進本部
附属病院	医学部附属病院

備考

- 1 総務企画課等とは、総務企画課，秘書課，人事課，広報課，財務課，経理・調達課，施設企画課，施設保全課をいい，予算単位の長は財務課長とする。
- 2 総合学務課等とは，総合学務課，学生支援・就職課，入試課をいい，予算単位の長は総合学務課長とする。

別表第 5(第 13 条関係)

収入予算科目	
科目 1	科目 2
運営費交付金収入	運営費交付金収入
自己収入	授業料収入
	入学料収入
	検定料収入
	病院収入
学校財産処分収入	学校財産処分収入
雑収入	学校財産貸付料収入
	職員宿舍貸付料収入
	講習料収入
	寄宿料収入
	入場料等収入
	弁償及び違約金収入
	刊行物等売払代収入
	不用物品売払代収入
	大学入学共通テスト実施料収入
雑入	
著作権及特許権等収入	著作権及特許権等収入
産学連携等研究費収入	産学連携等研究費収入
寄附金収入	寄附金収入
	寄附金(みらい創造基金)収入
財務収入	財務収入
施設費事業収入	施設整備費補助金収入
	施設費交付事業収入
	施設費貸付事業収入

設備費事業収入	設備整備費補助金収入
受託等事業費収入	受託等事業費収入
補助金等収入	補助金等収入
預り金等収入	預り金等収入
保険料等収入	保険料等収入

支出予算科目	
科目 1	科目 2
教育経費	教育経費
研究経費	研究経費
教育研究支援経費	教育研究支援経費
教員人件費	教員人件費
	教員退職手当
	主幹教諭人件費
	医学部定員増対応教員人件費
	グローバルリソース研究機構教員人件費
	学長手持ち人件費拡充分教員人件費
	外国人教員(国際資源学部)人件費
	特別教員人件費
	職員人件費
職員人件費	職員退職手当
	病院技師看護師人件費
	育休代替相当看護師人件費
	旧任期付看護師人件費
	旧任期付看護師退職手当
	7:1増員看護師退職手当
	病院負担任期付職員退職手当
	7:1増員看護師退職手当引当金取崩
	旧任期付看護師退職手当引当金取崩
	病院負担任期付職員退職手当引当金取崩
	定員異動職員退職手当引当金取崩
	7:1増員看護師賞与引当金取崩
	旧任期付看護師賞与引当金取崩
	病院負担任期付職員賞与引当金取崩
役員人件費	役員人件費
役員人件費	役員退職手当
	非常勤職員人件費

	非常勤技師人件費
	非常勤医師・技師退職手当
	非常勤職員人件費
	非常勤職員退職手当
	障害者雇用職員人件費
	再雇用職員人件費
	研究支援員人件費
	非常勤技師退職手当引当金取崩
	非常勤技師賞与引当金取崩
	フルタイム非常勤職員賞与引当金取崩
講師等人件費	非常勤講師人件費
	非常勤研究員等人件費
	客員教授等人件費
	リサーチ・アシスタント手当
	ティーチング・アシスタント手当
	附属学校非常勤講師等人件費
一般管理費	一般管理費
年度計画推進経費	年度計画推進経費
教育研究設備充実経費	教育研究設備充実経費
機能強化戦略推進経費	機能強化戦略推進経費
診療経費	診療業務費
	医療費
	学用患者経費
	患者給食費
法人債・長期借入金償還	法人債・長期借入金償還
奨学寄附金	奨学寄附金
	奨学寄附金(みらい創造基金)
産学連携等研究費	直接経費(産学)
	間接経費(産学)
受託等事業費	受託等事業費
著作権及特許権等	著作権及特許権等
補助金	補助金
	補助金間接経費
施設費貸付金	病院特別医療機械整備費
施設費補助金	営繕費
	施設整備費
	文教施設整備費

	災害復旧費
設備費補助金	設備費補助金
施設費納付金	施設費納付金
科学研究費補助金	科研費(補助金)間接経費
	科研費(基金)間接経費
厚生労働科学研究費補助金	厚生労働科研費間接経費
預り金	預り金
預り研究費	科学研究費補助金
	厚生労働科学研究費補助金

別紙様式 1(第 5 条関係)

引継書

[別紙参照]

別紙様式 2(第 97 条関係)

月次決算報告書

[別紙参照]